

韓国における日本の経済協力 馬山輸出自由貿易地域を巡る日韓経済協力

姜 先 姫

要 旨

한국과 일본의 관계를 말할 때 가장 많이 쓰는 말이 [가깝고 도 먼나라]라는 말이다. 이말이 시사하는 바와 같이 한일 양국 사이에는 여러가지 문제점과 대립 갈등이 남아 있는것이 현실이다. 본소논문에서는 1970년대 마산수출자유지역의 일본기업 진출실태를 고찰해서 한일 양국관계의 역사적 사실을 규명 하고자함 .

특히 본소논문은 1974년 발표된 이창복 선생의 논문을 중심으로, 마산수출자유지역의 연구를 통해서 한국경제의 이중구조 실태를 파악 하고자함.

한국정부는 1969년 임시특별법을 공표, 1970년 수출자유지역설치법을 통과해 동년 4월 마산수출자유지역관리청을 설치하였다 .

당시 정부는 마산수출자유지역 설치목적은 수출 진흥, 고용확대, 국민경제공헌에 두었다. 하지만 결과적으로는 정부의 기대와는 반대로 마산수출자유지역내, 저임금 체계, 대중생활 수준 에서 이탈한 한국경제의 이중구조를 초래 했다.

마산수출자유지역 설치가 왜 이러한 결과를 초래 했는지 그 원인규명을 밝히는것이 본소논문의 목적이다.

キーワード……日韓經濟協力 馬山輸出自由地域 日韓協力委員會

1)はじめに

日韓の間、「近くて遠い国」これは何時もさまざまな問題提起を韓国と日本にしてきたのである。韓国には、一番近い隣の日本帝国主義（韓国では「日帝」という）からひどい迫害を受けた歴史的な事実が、解放後半世紀たっても韓国民の心のなかに治癒されない大きな傷痕として強い被害者意識、あるいは劣等意識として残っている。

韓国側からみれば、「植民地時代日本は韓国に対して、鉄道などインフラを設備し、いい事もしてきた」¹⁾との日本政府や国会の一部の人士によって、なされている妄言（ぼうげん）などは、反日感情に拍車を掛けている。

こうした議論を通じて、日本の敗戦からしばらく前までの両国関係の基本構図は、加害者と被害者との関係にあてはまるとも言える。韓国も対日関係の運用において、特に賠償問題に対

して日本側にそうした罪の意識をかぶせ、日本の弱点を最大限に活用してきた側面もあったと考えられる。

1965年の日韓国交正常化から、日韓の経済協力関係は、文字どおり誤った商魂と韓国認識の下に終始した。8.15²⁾の直後はいうまでもないが、国交正常化に際しても、日本は、心から誤った歴史を認める事が出来なかった。高度成長の道を突進していた日本経済は、その成長の突破口を韓国に求めた。斜陽産業や公害産業を、援助や経済協力の美名の下に韓国に譲りわたして、先進日本と後進韓国の垂直的分業関係をつくって、韓国を日本経済の裏庭にするのがその本心であった³⁾。もちろん韓国も、日本に対する怒りをきれいに拭い去ったわけではないが、当時の政府（朴軍事政権）が何よりも工業化政策を急いでいたため、日本の資本と技術を必要とした。

こうして出発した韓日の経済協力が、うまくゆくはずがなかった。その結果、日本からの借款・技術協力・投資・貿易等、すべての面で、日本の中間原資材などの市場占領・賃金搾取・経済構造の隷属化が現われた。勿論これは日本から賠償を受け取った東南アジア各国が、日本経済に頼っているという、先例を韓国政府や企業が無視したせいでもあった⁴⁾。

国交正常化の行なわれた1965年度から最終年度1990年まで、韓国が日本から導入した借款は5900億円で援助対象事業は91件にのぼる⁵⁾。さらに日本は、借款や投資の場合、施設や中間原資材・補修資材・技術などを徹底的に自国に依存させる、政策をとっている。なぜこのような事態が起きたのかを究明したい。ここでは、その実態を1970年の馬山輸出自由地域を通して考察する。韓国政府は1969年8月10日、輸出自由地域を馬山に設置させる決定を一方的発表した。この輸出自由地域内は第1から第3まで3つの加工区に分けられ総面積は53万坪。正方形の一辺が1.3kmにもなる広大な工業団地であった。

この事業は、2年間で建設させる予定で第1次年度には工業団地の敷地を購入費3億9千万ウォンと定時作業費、調査用益費、その他総4億9千万ウォンを投資するように計画を立てた。第2次年度には定時作業の連続事業費、道路開設工事費、排水水路工事費、港湾施設工事費などに総16億4千万ウォンの予算を採択した⁶⁾。

しかしながら、2年の間で完成させる計画で立てた最初の予算21億3千万ウォンは事業の規模が拡大されて、計画通りには行かなかった。この事業は74年まで続き、その間に物価上昇と事業拡大に伴う追加費用など、最初の計画より大きな資金が必要となってきた。用地購入、定時作業、道路開設工事、その他の調整事業費だけで30億8千4百万ウォンが費やされた。このように莫大な費用をかけてなぜ、何のために馬山輸出自由地域を建設したのかを考察してみる。

2) 今までの研究実績

馬山輸出自由地域についての本格的な研究は、一方の韓国では、1974年のイ・チャンボック（韓

国正義平和委員会において労働問題に従事した人物)の「馬山輸出自由地域の実態」という論文が唯一である。この論文は1974年12月に発表された。(韓国正義平和委員会、天主教社会正義具現全国視察団の発表)なぜならば、当時は、朴軍事政権でこのように政府政策の批判論文を書く事は著者の命とりであったからである。近年、韓国では馬山輸出自由地域を再認識する動きが女性労働連盟会から出ている。さらに1996年5月、学会で、金泰永の論文「韓国の馬山輸出自由地域における雇用と労使関係」が発表された。(金泰永の上記論文は日本でも『大原社会問題研究所雑誌』で発表された)。特に韓国正義平和委員会の社会正義具現全国司祭団「馬山輸出自由地域の実態」は今でも馬山輸出自由地域研究には欠かせない必読書である。

他方、日本では、労働経済学の権威である隅谷三喜男が『韓国の経済』を1976年に出版した⁷⁾。その中の第2章では「馬山の労働問題」を取り上げている。そのほか、1975年、神山伸夫が「韓国の中の日本企業」を『世界週報』に、1984年には石瀬隆が「韓国馬山輸出自由地域と日系企業実体調査票」を『愛知学院論叢』に発表しており、これらが代表的な論文である。

3) 馬山輸出自由地域の状況

現在、馬山市は韓国の南端部に位置し、人口43万3,269人、人口密度1,315.6名/km²、面積329,324km²、(Encyber 2000年百科事典の韓国統計)韓国国内での中位の地方都市である⁸⁾。首都ソウルへは、高速道路を使えば6時間半。韓国最大の貿易港釜山からは70km、1時間半の距離である。さらに釜山からはフェリーポートによって九州・下関と結ばれる。つまり日本にもっとも近い都市である。

次に、馬山の歴史を振り返ってみると、馬山は李王朝末期に港町として開かれた。また港の入口にあたる忠武は壬申の乱の際、李舜臣が亀甲船団を率いて統制營を設けたところである。旧日本海軍も馬山から岬ひとつ向うの鎮海に鎮守府を置いていた。リアス式の海岸線は、天然の良港として、歴史的イベントの舞台となってきた。かの有名な1960年4月の学生革命の発火点となった町として、その名を知られている。慶尚南道馬山市、東海岸沿いの陽徳洞一帯に「馬山輸出自由地域」が建設された。地域内は第1から第3まで3つの加工区に分けられ、総面積は53万坪、正方形の一辺が1.3kmにもなる広大な工業団地である⁹⁾。

4) 輸出自由地域の選定

韓国政府は1969年8月10日、韓国では最初に始動される輸出自由地域を馬山に設置する決定をした。輸出自由地域は外貨誘致にはもちろん輸出を振興し、雇用を高め技術を向上し、国民経済発展に貢献する目的で建設した、と発表した。

馬山港に輸出自由地域の設置が決定される背景には、当時、馬山が天然の良港であり自然環

境が良いので輸出自由地域に最も適切であるという政府関係者の判断によるものであった。政府は輸出自由地域設置法を制定して1969年12月23日、国会本会議で満場一致で通過し、1970年1月1日、輸出自由地域設置法を公布、その後1970年2月27日に輸出自由地域の設置作業に着手した。しかしこの法律は、後に韓国の国内外情勢の変化によって数十回の改造が行われた¹⁰⁾。

政府は1970年と71年、2年の間に総21億3千万の予算を輸出自由地域に調達した。25万平方メートルの敷地を確保し、150個の工場を建てるため、1970年5月19日に起工した。2年間の連鎖事業で計画を立てたこの事業は、第1次年度には工業団地の敷地を購入費3億9千万と定時作業費、調査用益費、その他総4億9千万ウォンを投資するように計画を立てた。第2次年度には定時作業の連続事業費、道路開設工事費、排水水路工事費、港湾施設工事費などに総16億4千万ウォンの予算を採択した。しかしながら、2年の間で完成させる計画で立てた最初の予算21億3千万は事業の規模が拡大されて、計画通りには行かなかった。この事業は74年まで続き、その間に物価上昇と事業拡大に伴う追加費用など、最初の計画より大きな資金が必要となってきた。用地購入、定時作業、道路開設工事、その他の調整事業費だけで30億8千4百万ウォンが費やされた¹¹⁾。

このように莫大な費用をかけてなぜ、何のために馬山輸出自由地域を建設したのかを考察してみる。

5) 馬山輸出自由地域を建設の背景

日韓についてのありとあらゆる事柄を結ぶもっとも強力な機構の一つは日韓閣僚会議であると思われる。日韓閣僚会議の前身は、1966年9月8日から三日間ソウルで開かれた経済閣僚懇談会で、それは「韓日条約」締結後、対日請求権および経済協力問題を協議する公式チャンネルとして発足した。

懇談会には、朴政権側から副総理兼経済企画院長官張基栄ら、日本側から藤山愛一郎経済企画庁長官ら五閣僚がそれぞれ参加。主として請求権資金、漁業資金、船舶借款、貿易、保税加工、工業所有権問題などが議題にのせられた。しかし中心は、韓国で1967年からはじまる第2次五カ年計画への政府借款供与をふくむ対韓経済支援問題であった。この日韓閣僚会議が日韓の政治的、軍事的、経済的一体化をはかるための政府レベルの年次定例機構とすれば、民間外交のペールを装ったそれへの強力な圧力団体の一つが、「日韓協力委員会」である¹²⁾。

ここに、そのことを裏づける書物がある。「日韓協力委員会の創立総会を開いたのは1969年2月。だから、68年秋に韓国に行ったのが(委員会設立の)最初の話し合いのきっかけですよ。ついでにふれると、向こうから、岸さん(岸信介元首相のこと)を会長にした日韓協力委員会をつくってほしい、というのをもってきたのは、その年の夏ごろ。厳敏永という駐日大使から、ぜひそれをつくって両国の親善を促進してほしいという申し出があった。……その年の11月

11日から14日までソウルに出かけて行った。とにかく岸さんが簡単に引受けてしまったものだから、『そういわずに君、やろうよ』というわけでやることになったわけだ。……」¹³⁾(矢次一夫『新国策』1977年6月5日号)

つまり日韓協力委員会は、日本の政財界に隠然たる影響力のある親「韓」派の黒幕、大物たちに照準をあてての工作によってなされた。日韓協力委員会設立で中心的な役割を果たした矢次一夫氏は、日韓協力委員会の主な役割についてこうのべている。

「岸さんと植村甲午郎(元経団連会長・故人)さんの話し合いが行なわれたのが3回目のときくらいですが、個々の企業に関する話は“植村機関”(後述の「日韓経済貿易委」)でやってもらう。われわれの方は政策問題を中心にするような、大まかな取決めをした。というのは、日韓問題を推進するという機関がたくさんあるんですね。大小とりまぜていうと40くらいある。その中で、向こうでも比較的尊重し、こちらでも力を入れていたのは、植村機関と日韓協力委員会だと思う。」¹⁴⁾

日韓協力委員会第2回総会に提出された矢次構想(矢次試案とも呼ばれている)¹⁵⁾にそれを見ることができる。矢次構想は、韓国経済を日本の経済圏に組み入れることを公然とうち出したものとして内外に大きな波紋を投じた。そこには「韓国は保税地域及び自由港地域をもっと大幅に拡大し、かつもっと弾力的な措置をとり、そしてよりスムーズに、日本製品の製造加工を担当するとか、もしくは合弁形式を進める」べきであるとしている。馬山輸出自由地域は、この矢次構想の具体化の一つであった。

この経緯が示しているように、日韓協力委員会が動き出してからは政治的考慮がより優先され、日韓協力委の存在価値は1970年代にはなお無視できないこととも言える。

浦項総合製鉄所建設、ソウル地下鉄などが日韓協力委員会で最初に話し合われた。矢次氏によれば、「極秘というか、忍者的方法でよきタイミングをとらえつつ話を進め、47年(1972年)5月、日韓協常任委員会がソウルで開かれた際、うまいチャンスがあったので、私が政府首脳者に話を持ち込み、これがトントン拍子にまとまった」¹⁶⁾という事である。(『新国策』1979年6月15日号)

6) 日韓協力委員会の役員とメンバー

次に日韓協力委員会について見てみよう。「日韓協力委員会」の役員と事務局の構成メンバーは次のとおりである。会長には「国務総理」経験者を配することが両者間で約束されているといわれる。

「韓国」側の役員：会長・白斗鎮(国会議員、維新政友会会長) 事務総長・金周仁(国会議員、民主共和党政政策委副議長) 常任委員・朴浚圭(国会議員、民主共和党政政策委議長) 李瑄根(東国大学校長) 金永徽(韓国経済研究所理事長) 金容完(全国経済人連合会会長)

韓国における日本の経済協力（姜）

太完善（大韓商工会議所会長） 朴忠勲（韓国貿易協会会長） 鄭海永（国会議員） 申鉉硫（国会議員） 金守漢（国会議員、新民党政務委員） 金鳳漢（国会議員） 金鳳鶴（済州銀行長）。

*事務局：事務次長・鄭宗砦 渉外部長・王文洙 庶務部長・金恒雄 専門委員・崔相朴

日本側の役員：会長・岸信介（衆議院議員、元首相） 顧問・石井光次郎（衆議院議員、元衆院議長） 事務総長・田中竜夫（衆議院議員、前通産相） 常任委員・安藤豊祿（小野田セメント相談役） 稲垣登（三井建設会長） 木内信胤（世界経済調査会理事長） 北沢直吉（衆議院議員、自民党外交調査会長） 河野文彦（三菱重工相談役） 田口連三（石川島播磨重工業会長） 中尾栄一（衆議院議員、自民党外交調査会副会長） 銅山貞親（評論家） 野田卯一（衆議院議員、元建設相） 藤野忠次郎（三菱商事会長） 毛利松平（衆議院議員、元環境庁長官） 山中貞則（衆議院議員、元防衛庁長官） 和田春生（参議院議員、民社党機関紙局長） 矢次一夫（国策研究会常任理事）

*事務局：事務局長・小河原史郎 編集部長・森輝明 専門委員・土屋嘉徳 吉田弘 桜井宣辛 井上久 嘉陽嘉技 小竹則子 鬼塚真澄 木島貴一 片岡小百合（人名名簿は『エコノミスト』1971年5月号「日韓合同経済懇談会」より）

以上世にその名を知られている、隠然たるメンバーである¹⁷⁾。

「日韓協力委員会」の目的は「日韓両国民の理解と友好を深め、特に両国経済の提携をはかって相互の繁栄と世界平和に寄与する」ことにあるとされている。その加盟企業をみるだけでも明らかなように、その役割は日本独占資本の対韓国進出の窓口、機関である。いわゆる「国家的」見地にたつての経済総合計画を起案したり、韓国側の経済界、財界人との接触をはかり、日本財界の対韓国進出で指導的役割を果たす本部であることが言える。

7) 馬山輸出自由地域設置の経緯

馬山輸出自由地域は、「輸出振興、雇用増大、および技術の向上をもって、国民経済の発展に寄与する」と、その設置目的を第1条に定めた「韓国輸出自由地域設置法」に基づき建設された。同地域は、原資材、製品を輸出または輸入する際に、関税がまったく免除される、いわゆる「保税地域」の一種であるが、一般的な自由地域（たとえば香港など）とは違い、加工製造を中心に、全製品を海外に輸出する「加工区」であることが特徴である。

馬山輸出自由地域構想は、1966年、台湾の高雄に設けられた「高雄加工区」をモデルに、1969年に完成した「第2高雄加工区」に対抗するものとして作り上げられていった。そのため馬山の場合は、高雄に比べ、一層外国企業の活動に有利な条件が加えられる結果となった¹⁸⁾。

馬山地域設置を推進した日韓経済委員会の調査団（1970年）は、この地域を「輸出増進のための特殊行政地域」と特徴づけ、さらに「複雑な貿易行政手続きと国内法の制限を受けない非関税地域」と報告していた。

前も述べたように、そもそも韓国に「輸出自由地域」を作ろうという話は、日韓条約締結の前後から、一部の日本の財界人の間にはあったが、経済政策の日程にのぼり、具体的に設置の方向に動き出したのは、高度経済成長政策の矛盾が噴き出しはじめた1969年のことである。その時「日韓協力委員会」が発足した。ちょうど1969年の6月、韓国でも輸出の急速な増大によって国際収支の赤字を減少しようという意図のもとに、全国経済人連合会が「輸出産業自由地域の設立計画」なるものを韓国政府に建議していた。当時は、賠償によって設立された工場が次々に経営不振になっていった時期でもあり、韓国政府としても、この直接投資誘致政策を取る方法をすすめたのである。ただちに8月には、馬山、鎮海、蔚山・麗水・木浦など候補地のなかから、韓国最初の輸出自由地域として、馬山が指定された。

この直接投資誘致政策は、これまでの借款中心の経済政策に比べ、元利償還が不必要である、企業の破産¹⁹⁾に対し投資者の責任が大きい、高度な工業技術の導入が容易であるなどの理由から、この時期をきっかけに韓国産業界にとって、主要な資金調達法として借款にとってかわることとなる。「借款から投資へ」というスローガンは、日本政府の政策転換をあらわしていると同時に、韓国政府財界の“意気込み”を示している²⁰⁾。

そのような経緯から、誘致策は安価な労働力と土地を最大のセールスポイントに、あくまでも投資者の要求を可能な限り実現していくことを前提にして具体化が進められた。とりわけ、輸出自由地域への入住は、日韓の政府民間の様々なレベルでの会議・会談をへることで設置へと動いていくこととなったのである。

1969年12月、日韓民間経済合同委員会の第2回貿易分科会の席上韓国側は、「馬山に設置予定の輸出自由地域構想を説明し、これに対する日本側の積極的な参加を要望」(第2回貿易分科会共同声明)した。初めて、公式の場でとりあげられたが、これに対し日本側は、「韓国側における投資環境の整備改善が必要であることを強調し、とくに租税協定の締結促進、工業所有権保護の確立、日本商社の貿易許可」(第2回貿易分科会共同声明)など、投資のための一切の便宜と経済行政の特恵対遇を要求した。あくまでも高姿勢をとったが、韓国側も、経済政策の行きづまりという国内事情から、これを受け入れざるを得なかった。

1970年3月、日韓共同声明に基づき、山口英治(日韓経済協会専務理事)を団長とする35名の調査団が馬山現地を訪問した。日韓民間合同委員会の直後の1970年1月に、韓国政府は新年度国会で「韓国輸出自由地域設置法」を可決成立させた。これによって韓国内に外国、とりわけ日本に開放された一種の経済的租界が、法的にも成立できるようになった。

1970年3月の日本からの馬山調査団は、「計画の初期の段階において、制度上および立地条件に対して、入住を予想されるものを代表して、その希望や期待を卒直に表明」(同調査団報告)することを目的とし、通産省をはじめとする政府機関と、主要商社、大手銀行によって構成された大規模なものであった。つまり、同調査団は“調査”というよりも、むしろ当時細目の決っていない馬山輸出自由地域構想に対し、日本側の意向をさらに有利な形で、韓国国内の法制

度、経済行政に反映させるとともに設置過程そのものを日本の主導下に置こうとする“圧力”であったと考えられる。

同調査団は、「未だ作られていない輸出自由地域設置法施行細則の内容に、きわめて参考になったと韓国政府の意向が伝えられ」と述べているほどだ。さらに、調査団は高雄加工区に比べ、馬山の条件は、より好ましいとして満足の意を表明する。すなわち、1)高雄では、土地の賃貸のみであるが、馬山では分譲が予定されている。2)馬山では、行政権限が中央官庁から大幅に「管理庁」に委譲されている点などをあげているが、その裏には日本企業が、あくまで馬山を中央の韓国政府から独立した形で「経営」しようとする意図が隠されていたと見るべきである。

しかし、調査団は、さらに独善的な要求をしてきた。「給与水準の高騰は本調査団にとって重要な関心事であり、政府の適切な施策が期待される」「韓国の民間の馬山に対する関心が薄い点に不安がある。民間の関心度を高めるよう配慮(されたい)」というのがそれであるが、要するに低賃金の保障、雇用の円滑化、労働運動の抑圧等を韓国政府の責任にまかせたのである。

同調査団の訪韓と、その報告書の内容から韓国側は、輸出自由地域設置構想は、具体的設置の段階に入ったと判断。同年4月には管理庁が設けられ、受け入れ体制の整備を急いだ。

韓国南産業 KK が、最初の日本企業として入住、1971年3月の竣工と同時に350名の韓国人を雇い稼働を始めた。

8) 1970年の馬山輸出自由地域配置と現況

馬山輸出自由地域は、団地面積が第1工区20万4,395坪(工場敷地13万2,383坪、道路2万8,622坪、支援施設1万7,890坪、埠頭2万5,500坪)、第2工区23万7,765坪、第3工区8万5,172坪の計52万7,332坪で、馬山輸出自由地域管理庁は昨年来、第1工区の土地造成を進め、1970年に完成した。第1工区に続き、第2工区、第3工区の埋立造成は72年から開始させられた。

最初、馬山自由地域管理庁は、第1工区20万も4,395坪の土地造成を進める一方、外国企業の誘致を推進してきたが、1970年9月末までに17企業の参加が正式に決まって。このうち15企業が日本からの投資で占められた。

これら企業のうち韓国南産業(装飾用電球)、韓国東光(コイル類製造)、信和電工(電子部品)の3社は既に工場を完成して操業を開始、韓国南産業は1970年5月末、米国向け3万ドルの第1号輸出を行なった。同輸出自由地域進出企業の最低投資額はこれまで15万ドル、最高は60万ドルで、業種は電子部品、繊維縫製、金型などである。

管理庁による賃貸工場の建設も第1工区内で進んでおり、計画では6ないし10工場収容の鉄筋3階建てを4棟建て、1棟は1970年完成した。1970年現在、馬山進出企業100社余りのうち、

日本企業は、78,9社とされている。その業種は、電気、雑貨、鉄鋼、金属、繊維、その他にわたっていた。

当時賃貸料は1㎡当たり月40セント(3階)から47セント(1階)。買取りも可能で、その場合の価格は1㎡58ドル76セント(3階)から69ドル18セント(1階)となった。馬山管理庁は年内に第1工区の土地造成を完了し1972年中、賃貸工場と合わせて、100企業の誘致を実現している。同庁ではこの時点での雇員数を2万5,000ないし3万人と想定し、参加企業の採用の便を図って男5,000、女3,700人の雇用リストを既に用意した。また4階建48世帯収容の外国人アパート(賃貸)も1970年11月に完成したのである。

馬山自由地域入居に伴う主な事項と特典には、以下のようなものがある。

外資導入および入居の認可：直接投資、合併投資および技術導入契約の認可と、入居許可および建築許可は、管理庁の審査・技術検討後、管理庁長が直接決定する。 諸登録の簡素化：入居企業体が営む事業に対しては、当該事業に関する法令の規定による許可、免許、登録などに関する規定は適用しない。 商品の輸出入認可：輸出用原料機材の輸入は制限しない。商品の輸出入は、現地外換銀行の輸出入認証手続きを受けるようにする。商工部長官は、韓国商品の対外信用を失墜させるおそれがないと認める場合には、輸出検査を免除する。輸出自由地域内での貿易取引法上の執行は、自由地域管理庁長が行なう。輸出自由地域内で生産する製品の国内販売は、原則的に認めない。 外資の利益金および元本の送金：外国投資家の営業利益は営業初年度から送金を保障する。外国投資家が所有する株式または元本の売却代金は営業の開初日から2年後、毎年ごとに出資額の100分の20まで対外送金を保障する。元本および利益金の送金許可は、財務部長官に代わり現地外換銀行支店長が行なう。 租税上の特典：外資導入認可を受けた入居企業体の所得税、法人税、財産税、取得税は、外国人株式、持分比率に従って課税起算日から5年間全額免税し、その後3年間は税額の100分の50を軽減する。外国投資家が所有する株式または持分から生ずる利益配当金、剰余金の分配金に対する課税は、課税起算日から5年間免税、その後3年間は税額の100分の50を軽減する。輸出所得に対する所得税、法人税は100分の50を軽減し、輸出業に対する営業税は免除され、輸出品生産ならびに輸出用原料機資材に対する物品税は免除する。外資導入の認可を受けた入居企業体の事業活動に従事する外国人の勤労所得税は全額免除する。 土地および建物の使用方法：入居企業体は土地ならびに建物(標準工場)を、10年間賃貸借または土地を買収して使用することができる(賃借期間の延長可能)。この場合、輸出自由地域管理庁長は賃貸または売却価格をまえて公告する。 関税、租税の賦課および徴収、出入国管理、郵便、および通信と検疫に関する事務を現地にて処理するために、自由地域内に税関、税務署、出入国管理事務所および郵便局と検疫を設置し、その他の政府機関は、担当職員を駐在させ、諸般の所管業務を現地にて専決処理させることによって手続きの簡素化をはかる。

これらが馬山自由地域入居の特典であるが、同地域の支援施設として馬山管理庁では、自由

韓国における日本の経済協力（姜）

地域投資活動に必要な内外通信施設、技能工養成所、技能工合宿所、外国人用アパートおよびホテル、外国人用宅地と住宅、外国人用学校と医療施設、外国人用休養・娯楽施設、貿易センター、ユティリティ・センター、隣接関連工業団地、馬山～大邱間および馬山～釜山間高速道路などを追加建設した²¹⁾。

馬山自由地域への進出を決めた入住企業は次のとおり（1970年9月末現在、馬山輸出自由地域管理庁入住許可ベースによる。順序は入住許可企業体名、代表者名、投資規模、製品、投資区分）。

- 1) 信和電工：今岡歌代氏、25万6,000ドル、電子製品、全額投資（自家工場）
- 2) 韓国南産業田中義郎氏 16万ドル、装飾用電球、日韓合弁（自家工場）で韓国側出資者は李寛洙氏。
- 3) 韓国東光：田中太兵衛氏 39万ドル、コイル類、全額投資（自家工場）
- 4) 松原電機工業：松原基啓氏 15万1,268ドル、金型製作、全額投資（標準工場）
- 5) 馬山産業：鄭東浩氏、金鳳潤氏（在日僑胞）、15万ドル、布地玩具全額投資（自家工場）
- 6) 韓国明興：村上肇一氏、50万ドル、建設材料および鉄鋼家具、全額投資（自家工場）
- 7) ユニオン・アスベスト：根本複記氏、15万ドル、石綿糸ほか6種、全額投資（自家工場）
- 8) 東京美研：真島伸行氏、6万ドル、工芸品、全額投資（標準工場）
- 9) 第1縫製：竹村八郎氏、6万ドル、合成皮革、日韓合弁（標準工場）で韓国側出資者は鄭氏
- 10) 韓国F・ONE：富岡利固氏、40万ドル、紳士服製造、日韓合弁（標準工場）で韓国側出資者は姜晟熙氏
- 11) 共栄眼鏡：李南菜氏（在日僑胞）、10万ドル、眼鏡製造、日韓合弁（自家工場）で、30%を韓国側が投資したが、出資者は不明。これに続く4件は9月に入住許可を取得したため、入住企業体名は明らかとなっていないが、進出企業は以下のとおり。
- 12) 豊川商事：15万ドルを出資し、韓国の慮寅氏と合弁で電子部品を製造。出資比率は50対50。
- 13) 東光：同社は既に馬山に進出してコイル類を製造しているが、この計画とは別に日本の協同電子技術研究所と共同進出し、韓国側と総額15万ドルで電子部品製造を行なうもの。出資比率は50対50。
- 14) 黒川本店：5万ドルを投資（全額投資）するが、当時の製造事業など詳細は明らかでない。
- 15) 南備商会：5万ドルを投資（100%投資）するが、製造事業など詳細は明らかでない。

馬山輸出自由地域内に入住が許可されている企業をみると、1974年8月31日、現在111工場。うち自家工場が70、標準工場41である。これらの工場の企業主を見ると1973年11月の調査では、日本人企業者が86%と最も多く、在日韓国人企業主9%、その他アメリカやイタリアなどの企業主が5%となっていた²²⁾。地理的条件や歴史的な条件から、やはり日本からの投資が圧倒的である。在日韓国人企業主と日本人企業主を合わせると、つまり95%が日本資本ということになっていた。更に1974年の日本企業の投資形態を見ると以下である。

(企業名、代表者名、業種、投資方法、投資格<千ドル>、区分)²³⁾

| | | | | | |
|----|----------------------------|------------|----------------|----|-------|
| 1 | 韓国南産業(株) | 田中義郎 | 装飾用電球 Sets | 合作 | 160 |
| 2 | 韓国東光(株) | 田中太兵衛 | コイル類 | 直接 | 4,300 |
| 3 | 韓国明興金属工業(株) | 村上肇一 | 建設材料及び鉄製家具 | 直接 | 650 |
| 4 | Union Asbest Co.LTD | 根本禎記 | 石綿系外6種 | 直接 | 200 |
| 5 | King & Choice Yacht Corp | E.D.CHOIE | ヨット製造 | 直接 | 154 |
| 6 | 韓国八郎(株) | 金 春吉 | Chemical Shoes | 共同 | 691 |
| 7 | 韓国馬山伸管工業(株) | 竹谷貞治郎 | 非鉄金属引抜管製造 | 直接 | 501 |
| 8 | Korea TACOMA 造船工業(株) | 李碇淳 | Aluminum 船舶 | 合作 | 2,000 |
| 9 | 韓国日吉釣具(株) | 吉田光一郎 | 釣具用リール | 直接 | 509 |
| 10 | Grow Molding Co. | 松原基啓 | 金型 | 直接 | 151 |
| 11 | Korea Tuna Industries Inc. | | 水産物魚獲及び冷凍 | 合作 | 1,144 |
| 12 | (株)北菱 | 佐藤尚文 | 水産物冷凍加工 | 直接 | 4,400 |
| 13 | (株)韓国 SWANY | 三好富夫 | 合成皮革 | 合作 | 490 |
| 14 | 韓国和光(株) | 鈴木康浩 | カメラレンズ | 合作 | 500 |
| 15 | 韓国力王(株) | 岡安德一 | はきもの | 直接 | 500 |
| 16 | 台和石産(株) | 中野 新井則正 | 精密鋳物用砂加工輸出 | 共同 | 418 |
| 17 | 韓国フシコ(株) | 櫛田良照 | BAIICASTER | 直接 | 400 |
| 18 | 韓国 T.S.K(株) | 寺浦留三郎 | 輸送用機器 | 直接 | 450 |
| 19 | 韓国河内産業(株) | 太田一雄 | アルバム製造 | 直接 | 235 |
| 20 | 新韓工業(株) | 新井健之 | 光学機器製造 | 直接 | 267 |
| 21 | 韓国三誠電機(株) | 柴田留夫 | 電子製品(トランス類) | 直接 | 150 |
| 22 | 韓国中川電化産業(株) | 中川宏澄 | 電気機器類 | 直接 | 800 |
| 23 | 韓国セトモノ(株) | 只野豊二郎 | 機械器具類 | 直接 | 300 |
| 24 | 韓国隻葉精密工業(株) | 衛藤五郎 | 機械器具類 | 直接 | 941 |
| 25 | 韓国東京 PAC(株) | 飯田好道 | 機械器具類 | 直接 | 300 |
| 26 | 韓国日線(株) | 川添敏信 | 電子製品類 | 直接 | 240 |
| 27 | 韓国太陽誘電(株) | 佐藤彦八 | 電子製品類 | 直接 | 2,800 |
| 28 | 韓国東京シリコン(株) | 谷川富士 | 電子製品類 | 直接 | 4,124 |
| 29 | 韓国大丸(株) | 大森次男 | 電子製品類 | 直接 | 800 |
| 30 | 韓国岡部(株) | 岡部 亨 | 機械器具類 | 直接 | 1,400 |
| 31 | 馬山鋼管(株) | 吉村精仁 | 溶接鋼管製造 | 直接 | 2,276 |

韓国における日本の経済協力（姜）

| | | | | | |
|----|------------------|----------------|--------------------|----|-------|
| | | 森田展生 | | | |
| 32 | 韓国国分化学工業（株） | Richarde Scott | 金属機器類 | 共同 | 220 |
| 33 | 韓国 SOWA（株） | 寺田平太郎 | 電気通信機器 | 直接 | 1,710 |
| 34 | 韓国星電（株） | 古橋 了 | 電子製品類 | 直接 | 1,000 |
| 35 | 韓国三陽工業（株） | 柳 治夫 | 電気機器 | 直接 | 795 |
| 36 | 韓国山本工業（株） | 金 春吉 | Chemical Shoes | 直接 | 600 |
| 37 | 韓国 OLYMPIC 釣具（株） | 椎野裕元 | 釣用具 | 直接 | 400 |
| 38 | 韓産スクリュウ（株） | 綱 干茂 | 金属製品類 | 直接 | 750 |
| 39 | 韓国東洋工業（株） | 山本敏雄 | 機械器具類 | 合作 | 300 |
| 40 | 韓国岩谷（株） | 岩谷裕功 | 万歩計玩具類 | 直接 | 220 |
| 41 | 高麗有田物産（株） | 松本哲雄 | 高級陶磁器 | 直接 | 330 |
| 42 | 韓国月星泰和化成（株） | 倉田九平 | 靴および部品 | 直接 | 1,300 |
| 43 | 韓国井上化成工業（株） | 井上愛一 | 自転車チューブ | 直接 | 1,430 |
| 44 | 韓国東海 | 阿部老二郎 | 自動車電装部品 | 直接 | 615 |
| | | | 製造加工組立 | | |
| 45 | 韓国内本産業（株） | 内本信太郎 | 金属製品類 | 直接 | 430 |
| 46 | 馬山製線鋼業（株） | 山西喜一郎 | 金属製品類 | 直接 | 700 |
| 47 | 韓国中谷（株） | 中谷 敬 | スクリュウ製造 | 直接 | 200 |
| 48 | 韓国赤松（株） | 赤松基次 | 機械器具類及び 電気機器類製造 | 直接 | 250 |
| 49 | 韓国古里工業（株） | 古里竜一 | 機械器具類製造 | 直接 | 400 |
| 50 | 韓国杉本伸線（株） | 杉本健三 | 金属製品類 | 直接 | 1,300 |
| 51 | 韓国日本製線（株） | 山下真三 | 金属製品類 | 直接 | 280 |
| 52 | 馬山村上鋼業（株） | 中谷 実 | 金属製品類 | 直接 | 1,100 |
| 53 | 韓国村田産業（株） | 村田芳三 | 金属製品類 | 直接 | 1,200 |
| 54 | 韓国東和工業（株） | 辻子丈太郎 | 金属製品類 | 直接 | 1,000 |
| 55 | 韓国日東（株） | 今井新治 | 金属製品類 | 直接 | 620 |
| 56 | 韓国日釘（株） | 八木幅松 | 金属製品類 | 直接 | 1,296 |
| 57 | 韓国大鵬（株） | 北井正治 | 機械器具類 | 直接 | 1,000 |
| 58 | 柳川産業（株） | 柳 喜春 | 玩具類製造 | 共同 | 560 |
| 59 | 韓国三美（株） | 森 部一 | 電子製品類 | 直接 | 750 |
| 60 | 韓国富士（株） | 松本達二 | 金属製品類 | 直接 | 2,000 |
| 61 | 韓国電子キャピット工業（株） | 渡辺一造 | 電子製品類 | 合作 | 500 |

| | | | | | |
|----|------------------------------|-------------------------|----------------|----|--------------|
| 62 | 韓国焼結金属(株) | 金沢史郎 | 機械器具類 | 直接 | 2,000 |
| 63 | 韓国ミロク(株) | 井戸千代亀 | 機械器具類 機械器具類 | 直接 | 520 1,400 |
| 64 | 韓国大可工業(株) | 菊原喜万 | 電気器具類 機械器具類 | 直接 | 558 |
| 65 | 韓国八精電気(株) | 菊竹倉平 | 電気器具類 医療器具類 | 合作 | 400 |
| 66 | 韓国セントラル(株) | 朴 準祥 荒井範雄 | 金属製品類 | 合作 | 700 |
| 67 | 韓国産研(株) | 小谷金治 | 硅素整流器 | 合作 | 350 |
| 68 | 韓国大栄(株) | 深 本 健 | 機械器具類 | 共同 | 52 |
| 69 | 韓国ミロク(株) | | 銃器類 | 直接 | |
| 1 | 馬山産業(株) | 鄭 東 浩 金 鳳 淵 吳 炳 昌 | 布地玩具 | 共同 | 700 |
| 2 | (株)東京美研 | 真島伸行 | 食品および工芸品 | 直接 | 800 |
| 3 | 第一縫製(株) | 竹村八郎 | 合成皮革製品 | 合作 | 120 |
| 4 | 韓国 F・ONE(株) | 吉岡利固 | 紳士服製造 | 合作 | 330 |
| 5 | Chung Raja Fashions L.T.D | 鄭 炳 基 | 仮髪製造 | 直接 | 50 |
| 6 | 共栄眼鏡工業(株) | 李 南 菜 | 眼鏡 | 合作 | 430 |
| 7 | (株)韓国黒川本店 | 黒川幸次良 | 洋傘 | 直接 | 50 |
| 8 | K.T.K(株) | 佐々木茂蔵 | I C (集積回路) | 共同 | 568 |
| 9 | 韓国日輪(株) | 藤田正三 | 帽子類 | 直接 | 100 |
| 10 | 韓国洋傘工業(株) | 座古誠一 | 洋傘 | 共同 | 100 |
| 11 | 韓国東京電子(株) | 須藤隆夫 | 電子機器及び電機部品 | 直接 | 1,654 |
| 12 | T.C Electronics (Korea) corp | 朴 清 明 | 電子製品類 | 直接 | 500 |
| 13 | 韓国平田工業(株) | 平田 収 | アルバム製造 | 直接 | 150 |
| 14 | 韓国ニューボーン(株) | 小角利幸 | 洋傘骨材 洋傘 | 共同 | 100 |
| 15 | 韓国豊山製靴(株) | 土手吉光 | 各種バッグ製造 | 共同 | 120 |
| 16 | 韓国スミダ電子(株) | 八幡一郎 | 電子部品(IFIT)製造 | 直接 | 200 |
| 17 | Realton Corp of Korea | MAURICE SILVERA | 電子製品製造 | 直接 | 615 |

韓国における日本の経済協力（姜）

| | | | | | |
|----|----------------------|---------|--------------------|----|-------|
| 18 | 共進商事（株） | 平林潤治 | 食品加工業 | 合作 | 95 |
| | | 李 更 照 | | | |
| 19 | CANYON corp of Korea | 多田哲也 | 流体噴霧器 | 直接 | 632 |
| 20 | （株）韓国月城 | 李 圭 祥 | ケミカルシューズ | 直接 | 260 |
| 21 | 韓国東洋通信工業（株） | 早坂冬喜 | 電子製品（音響機器） | 直接 | 1,050 |
| 22 | 日東産業（株） | 山下敏雄 | 美術工芸品 | 直接 | 70 |
| 23 | ユニオン産業（株） | 土井健治 | 靴類 | 合作 | 80 |
| | | 万 炳 二 | | | |
| 24 | Sun Horse Co. LTD | | 紳士服 | 合作 | 330 |
| 25 | 韓国産業（株） | 阪村芳一 | 機械器具製造 | 直接 | 120 |
| 26 | 韓国スポーツ用品（株） | | 野球グローブ | 合作 | 110 |
| 27 | Empsco Korea Inc | BERNARD | 機械器具類 | 直接 | 99 |
| | | KATZ | | | |
| 28 | 韓国伊勢電（株） | 中村 正 | 電子製品類 | 合作 | 361 |
| 29 | 韓国富士工業（株） | 山本富治雄 | 合成樹脂及び 電子製品類 | 直接 | 900 |
| 30 | 韓南繊維工業（株） | 金 在 中 | 繊維製品 | 合作 | 120 |
| | | 坂野桑次郎 | | | |
| 31 | URI 産業（株） | 崔 淨 鉉 | 機械器具類 | 直接 | 100 |
| 32 | 新羅産業（株） | 高橋川彦 | 絹織物 | 直接 | 200 |
| 33 | 磨多羅織物（株） | 中山貞宏 | 絹織物 | 合作 | 130 |
| 34 | 韓国ウエスト電気（株） | 西原宗一郎 | 光学機器類 | 直接 | 577 |
| 35 | 韓国弘陽（株） | 松本 弘 | 合成樹脂製品 | 合作 | 200 |
| 36 | THOMAS & BETTS | ROBERT | 電気機器類及び 電子製品類製造 | 直接 | 100 |
| | EAST ASIA LTD | MCK | | | |
| | | TOMAS | | | |
| 37 | 韓国 TRIO（株） | 中野英男 | 電子音響機器類 | 共同 | 1,400 |
| | | 姜 永 彰 | | | |

馬山輸出自由地域入居許可企業一覧表 （馬山輸出自由地域管理庁発行資料：1974年）

9) 日本企業の特権

馬山輸出自由地域は、日本の入居企業にとって、好意的であったが、その他の面でも日本の入居企業が受ける特権が数多くあった。たとえば韓国商工部発行、1970年の韓国商工部資料を

見ると、「入住企業に対する主な便宜と特典」として、入住許可は申請から1週間ぐらいで認可されるとし、「輸出入手続きの自由化及び簡素化」では輸出用原料、機資材を輸入する場合には、最初の入住許可の際を除き制限はないとされていた。

輸出の場合でも、特別な場合を除き、輸出手続きは免除された。「租税上の特典」としては、入住後、初めの5年間は所得税、法人税、財産税、取得税は全額免除され、その後、6年目から8年目まではこれらの税金は50%免除された。また合弁企業に対しても輸出で獲得した利潤に対する所得税、法人税は50%が免除。営業税は全額免除された²⁴⁾。つまり外国人投資家の利益金および配当金は、営業初年度から海外送金が保障されているわけだった。また、入住企業が輸入する資本財、原料、部品、半製品等も、関税、物品税が免除され、さらには、「投資ガイドブック韓国版」(日本貿易会発行1970年)によれば、「馬山に関連下請工場がなく、釜山にあるような場合、その関連工場に、保税地域を造って、馬山の地域内で行なうのと同一のことができる。」と宣伝していた。これによって外国企業は好きな所に下請け工場をつくり、そこを保税加工区にすることができた。

さらに資料の最後には、「豊富で低廉な労働力」という見出しをつけ、「韓国労働力の平均賃金水準は、香港の半分、日本の30%に相当し、台湾とほぼ同じ水準だと言えます」と宣伝。韓国人労働者が、国際的にも安い賃金で働かされていることを隠そうともしない。まさに直接投資を誘致するためには、いっさいの無理を労働者に押しつけ、しかも、それは法的な形で裏づけられていたのだ²⁵⁾。

これを1971年の「韓国輸出自由地域設置法」で見ると、第1に外国企業の自由を極端に拡大するために、国内法の適用を大幅に停止していることがわかる。「入住企業体は自家生産品の輸出、または自家生産に必要な原料、機材の輸入においては貿易取引法の規定による輸出入業の許可を受けたものとみなす」(従って許可を受ける必要がない)(第8条第2項)。「入住企業体が営む事業において、当該事業に関する法令の規定による許可、免許、登録などに関する規定はこれを適用しないし、輸出入においてもまた同じ」(第8条第5項)。「企業天国」を意味するこれら規定はほとんど治外法権に近いものである。

第2に、馬山「自由地域」を管理運営するために設けられる馬山「管理庁」に、大幅な権限を与えられている。「商品の輸出入許可」はすべて管理庁が行い(第5条第2項)、管理庁長は、市長など同様の権限をもって「建築法を適用」できる(第10条)、管理庁長は貿易法の適用にあたっては商工部長官(通産大臣)と同様の権限を与えられるうえ(第12条第1項)、「輸出検査法その他の法令規定にかかわらず……輸出検査を免除することができる」(第12条第3項)。この中央政府の権限の大幅移譲は、馬山地区を国内法の適用からできるだけ除外させ、それによって外国企業に自由を保証するためのものである。

第3に管理庁は、項目の管理義務のほかに、「就業の斡旋に関する協力」をあげている(第5条第2項)。ここでも大幅な権限移譲を受けている管理庁は、官庁であるよりむしろ外国企業に

対するサービス機関として位置づけられている。この労働力確保による積極的協力に加えて、さらに決定的な点は入居企業労働者の争議禁止である。「自由地域内の入居企業体に従事する勤労者の争議および争議の調停に関しては労働争議調停法の中の公益事業に関する規定を適用する。」(第18条)となっていたのである、この規定によって争議行為は事実上禁止される。また戦傷軍人家族などを3~8パーセント雇用することを義務づけた「軍事援護者対象雇用法」は入居企業には適用されない(第20条)²⁶⁾。

これら入居企業が、法律面、行政面で受ける特惠を整理してみると、

- (1) 広汎な免税特権。
 - (2) 輸出入、営業、企業管理などの手続きの簡略化。
 - (3) 低賃金労働力の供給の保証。
 - (4) 韓国側の負担による土地、施設、低レートの電力・工業用水その他の便宜の供与、となる。
- さらに、日本と韓国の歴史的関係から、日本語が通用する、生活様式、習慣に似ている点が多い、しかも、日韓のロビイストの存在によって、政治的にも一般的外交関係では考えられないほどの一体化が進んで、「対行政府対策も日本企業にとっては日本国内並みに対処できる。」と宣伝していた。

しかし、これら入居企業に認められている特権は、すでに明らかなように実は多くの犠牲を韓国民に強いることでなりたっていた。当時の馬山市内の給水制限がそうであり、争議権の禁止がそうであり、高慢な日本人経営者の経営方針がそうである。そして何にも増して「輸出自由地域」の存在そのものが、韓国人にとっては文字通り“屈辱で、身の細る思い”であった。

「馬山は韓国にあるが、もはや韓国ではない」²⁷⁾という当時の韓国人のことは、馬山自由地域の全てを表していた。

10) 馬山輸出自由地域と労働者

1974年のイ・チャンボック(韓国正義平和委員会)の「馬山輸出自由地域の実態」の論文中でも、1974年8月当時、同地域内に働く労働者は2万4,212人、最も多かった1974年6月ですら2万4,575人である。当初の計画で17万人雇用を目指していたわけであるから、実に34%の目標しか達成されていないことがわかる。このうち8割が18歳から30歳までの女子工員で占められ、彼女らの最終学歴は10%強が国民学校(小学校)、60%が中学校である²⁸⁾。ただし、これは「馬山輸出自由地域管理事務所」が韓国銀行『経済統計年報』に発表した数字である。実際には、職を得るため学歴をごまかして書きこんでいるケースがあると考えられるので、確かな資料はないが、国民学校卒業の女子労働者が約70%を占めていると推測できる。

労働者のうち88%が、見習工または非技能工である。つまり1日中ベルトコンベアの前に坐って、単純作業に従事している人たちだ。管理職、事務職は9.6%。そのほとんどは、日本

語が堪能であることが条件付けられ、主に現場での監督や通訳を仕事とし、職制としての役割である。日本人企業主ととも、直接、工員に指示したり注意したりすることの抵抗が大きいと、中間管理職を韓国人にまかせ、自らは役員室でさらに彼らを管理するという巧みな労務管理策を採用した。残り2.5%の労働者は主に技能工および技術者である²⁹⁾。

韓国の勤労基準法によれば、労働時間は、休み時間を除いて1日8時間を基準としているが、当事者との合意で一週間で60時間まで延長できるとされていた。このほかに、この法律では、有給休暇制度、女子年少者の就業規定、退職金制度、解雇制度、災害補償等が定められており、外国系企業も、適用対象とされていた。

しかし、73年11月2日付「東亜日報」は「馬山輸出自由地域のあるはきもの工場のH工場では、作業中にちょっとしたミスが出ただけでも辞めさせる場合が多く……」³⁰⁾と報じ、11月7日付でも、「地域駐在事務所が、日本人企業の大部分が就業規則、給与規定、勤労契約書などをまともに備えていないうえに、現行勤労基準法を等閑視していることを認めている」³¹⁾

終わりに

では一体馬山輸出自由地域とは何だったのか。結論的に言えば、韓国政府は日本の植民地から解放後に、工業化と自立化を目標に外資依存の高度成長政策を推進した。目覚ましい経済発展の反面の経営破綻・食糧自給の悪化・物価上昇・国際収支の悪化等よりなる60年末の危機克服のために、韓国政府は直接投資導入に力を注いだ。馬山がその典型である。直接投資とは対象国が外資により最も確実に支配され、従って経済的植民地に転落させられる道である。70年代の馬山輸出自由地域開設の本質的な意味はここにある。

そして、馬山輸出自由地域の矛盾とは何か。外資の輸出産業は高度成長をもたらしたが、国民生活の向上をもたらしはしなかった。貧益貧・富益富の二重構造が深刻化した。二重構造とは、一方の「外国独占資本・これと結んだ国内独占大企業・これらを後押しする政府と中間管理層」、他方の「これらの企業に雇傭される勤労大衆・これらの企業に圧迫される農民と中小企業と小商人」、この二種類の社会勢力間の断絶の事である。馬山地域の主要矛盾は日本資本と韓国人勤労者の間にある。イ・チャンボック（韓国正義平和委員会）の「馬山輸出自由地域の実態」という論文でもこの事が明確に示されている。これは資本対質労働の矛盾という資本主義時代の最も基本的な階級関係であるが、ただし国境を越えた民族間の階級関係である。副次的矛盾の中には、政府機関・外資企業中間管理者対韓国人勤労者の間の矛盾・中間管理者対日本資本の矛盾等がある。前者は同一民族内の階級矛盾の様に見えるけれども、その様には割り切れない。矛盾の解決の主体は、韓国人にして外資に奉仕するという二重性をもたず、最も低賃金で最も人権侵害を受けだしたのは若い女子勤労者である。これらの問題点を馬山輸出自由地域の今後の課題にして、さらに、今の馬山輸出自由地域の状況と比較しながら研究を続ける予定で

韓国における日本の経済協力（姜）

ある。

<注>

- 1) 1953年日韓会談、参議院水産委員会での「久保田発言」は久保田代表の特異な見解ではなく、日本外務省の公的な見解であった。その後高杉妄言に繰り返している。詳しくは以下を参照。
<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/indices/JPKR/>
- 2) 韓国では解放の日で、日本では終戦の日である。
- 3) 編集部「糾弾される日本の対韓進出」(『世界』、1972年11月号)。
- 4) 辛泰坤『韓国経済政策論』法文社、1991年 pp. 283～322。
- 5) 鄭聖哲「韓日技術協力の現状と推進方向」(『産業技術協力』、1992・7) pp. 4～9。
- 6) 韓国正義平和委員会：社会正義具現全国司祭団「馬山輸出自由地域の実態調査」(『世界』、1975年5月号) pp.23～55。
- 7) 石瀬陸『韓国の経済』岩波新書 1976年
- 8) 韓国統計庁『主要経済指標』各年度号 (1985～93年) Encyber 2000年 百科事典の韓国統計
- 9) 韓国正義平和委員会：社会正義具現全国司祭団「馬山輸出自由地域の実態調査」(『世界』1975年5月号) pp.23～55。
- 10) 辛泰坤『韓国経済政策論』法文社、1991年 pp. 283～322。
- 11) 神山伸夫「『韓国の中の日本企業』馬山輸出自由地域を見る」(『世界週報』時事通信社、1975年) pp.22～25。
- 12) 毎日編集部「日韓合同経済懇談会」(『エコノミスト』毎日新聞社 1971年5月号)。
- 13) 矢次一夫『新国策』財団法人国策研究会、1977年6月5日号。
- 14) 辛泰坤『韓国経済政策論』法文社、1991年。
- 15) 矢次一夫『新国策』財団法人国策研究会 1977年6月5日号。
- 16) 矢次一夫『新国策』財団法人国策研究会 1979年6月15日号。
- 17) 杉浦康平『資料・日韓関係』日韓関係を記録する会 1976年。
- 18) 石瀬隆「韓国馬山輸出自由地域と日系企業実態調査」(『愛知学院大学論叢』商学研究 愛知学院大学、1984年)。
- 19) 韓国政府『韓国年鑑』1974年。
- 20) 神山伸夫「『韓国の中の日本企業』馬山輸出自由地域を見る」(『世界週報』時事通信社 1975年)
- 21) 韓国正義平和委員会：社会正義具現全国司祭団「馬山輸出自由地域の実態調査」(『世界』1975年5月号)。
- 22) 韓国正義平和委員会：社会正義具現全国司祭団「馬山輸出自由地域の実態調査」(『世界』1975年5月号)。
- 23) 神山伸夫「『韓国の中の日本企業』馬山輸出自由地域を見る」(『世界週報』時事通信社 1975年) pp.22～25。
- 24) 「馬山輸出自由地域の入住企業に対する便宜と特典」『資料』韓国商工部 1970年。
- 25) 『投資ガイドブック韓国版』1970年日本貿易会発行。
- 26) 『韓国馬山輸出自由地域設置法』1971年。
- 27) 『技術導入の効果分析』韓国産業銀行 1974年。
- 28) 韓国銀行『経済統計年報』各年度号 (1960～94年)。
- 29) 金泰永「韓国の馬山輸出自由地域における雇用と労使関係」(『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所 1996年)。
- 30) 東亜日報 1973年11月2日。
- 31) 東亜日報 1973年11月7日。

主指導教員（鷲見一夫教授）、副指導教員（小野坂弘教授・中村哲也教授）

